

議 長 日程第10「報告第4号健全化判断比率及び資金不足比率の報告について」を議題とします。

本件は報告事件でありますので、担当課長の報告を求めます。

参事兼政策推進課長 それでは、報告第4号健全化判断比率及び資金不足比率について御報告をさせていただきます。

健全化判断比率及び資金不足比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律が平成21年4月より全面施行され、財政の健全性に関する比率の公表制度が設けられているところでございます。その比率に応じまして、地方公共団体が早期健全化及び財政の再生に係る行財政上の措置を講ずることを目的として、4つの財政指標について公表することとなっております。1つ目にですね、実質赤字比率、2つ目、連結実質赤字比率、そして3つ目、実質公債費比率、4つ目に将来負担比率の指標と併せてですね、公営企業会計の資金不足比率の公表が毎年度義務づけられております。また、この財政健全化に関する法律第3条の規定によりですね、監査委員からこの4つの指標を基に、その算出根拠となる数値を検証して、計数が適正に算出されているかを確認をし、その結果に対して財政状況の分析、財政健全化の推進の必要性について、今回は監査委員の審査を受けたところ適正と認められましたので、ここで議会に報告させていただくものでございます。

それでは個別の指標について御説明をさせていただきます。1枚おめくりいただき、別紙になります。1つ目に、令和4年度決算に基づく松田町健全化判断比率では、単位はパーセントとなっております。まず左の、表左のほうから実質赤字比率でございます。こちらは一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率でございます。分母の標準財政規模は、自治体が通常の水準でですね、行政サービスを提供するために必要な一般財源をどの程度持っているかを表す指標で、普通交付税算定上の町税や譲与税、また普通交付税などの合計値、いわゆる標準税収額等に加え、普通交付税と臨財債を足したものになります。括弧内ですね、数値につきましては、町の基準値でございます。これが15%を超えてしまいますと早期健全化団体となりますが、松田町

におきましては赤字ではなく、比率がないものとされますので、ここでは横棒となっております。

次に、連結実質赤字比率でございます。これは企業会計等まで含めた全会計を対象とした赤字、実質赤字の標準財政規模に対する赤字比率でございます。こちらにつきましても括弧の、括弧内の20%を超えますと早期健全化団体となりますが、松田町におきましては横棒で赤字は算定されておりません。

続きまして、3つ目の実質公債費比率でございます。こちらは地方公共団体の一般会計等が負担する公債費及び公債費に準ずるものを、こちらも標準財政規模を基本とした額に対する比率を表したものでございます。分母はおおむね償還の元金と利子となります。いわゆる実質的な公債費に費した一般財源の額が標準財政規模に占める割合となります。ここは過去3年間の平均値を用いて、この比率が括弧内の25%以上の団体につきましては財政健全化計画の策定が必要となり、松田町におきましては6.1%と、昨年度比0.4%の増となっております。傾向といたしましては、令和元年度防災行政無線デジタル化事業債及び平成30年度の臨財債の元金償還が開始されたことに伴い、元利償還金が増え、分子の値が増加したことに加え、臨財債を含めた普通交付税が減少し、標準財政規模が少なくなったことなどを踏まえまして、分母の値も減少し、比率としては全体では増加したという傾向でございます。

続きまして、4つ目の将来負担比率でございます。ストック指標では、こちらはですね、ある時点における借金の額を捉えるという指標で、普通会計がですね、将来負担すべき負債の標準財政規模に占める割合となります。公営企業も含め、地方公共団体の一般会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に占める割合を表したものでございます。括弧内の350%を超えますと財政健全化計画の策定が必要となり、松田町は16.3%となっております。ちなみに、よく言われます夕張市などにつきましては、今現在におきましても約700%近い数値となっている状況もでございます。こちらにつきましては昨年度比17.6%の減となっております。主な減少要因につきましては、財政調整基金をはじめとする基金の積立てにより、充当可能財源も増加したことから、比率は大きく減少し

たということでございます。

続きまして、2つ目になりますが、令和4年度決算に基づく松田町公営企業の資金不足比率でございます。御覧のとおり、松田町の下水道事業特別会計、寄簡易水道事業特別会計、上水道事業会計の資金不足はありませんので横棒となっておりますので、御報告をさせていただきます。

令和4年度の状況につきましては、いずれの会計についても資金不足がない状況でございます。松田町においては過去に資金不足を生じた会計はないため、短期間な資金不足がある会計はないということとなっております。

それでは裏面、最終ページでございます。こちらは参考資料といたしまして、7月28日付で提出された財政健全化法の規定により、監査委員のですね、審査に付し、その審査意見を添付させていただきました。審査の結果につきましては、健全化判断比率及びその算出の基礎となる事項を記載した書類について、いずれも適正に作成されていると認められましたので、ここで報告をさせていただきます。

以上、説明及び報告を終わりにさせていただきます。よろしく願いをいたします。

議 長 担当課長の報告が終わりました。これより質疑に入ります。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で報告を終わります。